

評価(ABCD)

B

(1) 本例亦由 $\alpha^{(1)}$ 二重起算。難に接觸するが、第1審判決は、 X_n 定常中の反論を換討す。

1. 我前是以民訴法(以「民訴法」以略)142條以重覆
以訴(二重起訴)至訴之~~二~~重起訴。同條之解釋以第一次
即之預判決定附於~~之~~判。以此判。被告之~~重~~起訴~~之~~
訴之~~二~~重起訴費用。不經濟性之附於~~之~~判之~~重~~起訴。依
此以~~之~~判~~之~~重起訴。被告之~~重~~起訴~~之~~問題~~之~~判。審判

2. # 重表訴は、訴訟物。当事者同一性及び訴訟物の同一性の外部に客観的に判断される。ただし、基準として明確性が与えられる。特にこれ、前訴の原告Y、被告Xと、後訴の原告Z、被告Yとでは、客観的には毎原告・被告の端に入れられず別個のもの。XとYが同一である当事者としての点で、当事者同一性は認められる。故に前訴、訴訟物A、訴訟債権存在の否認、後訴、訴訟物B、訴訟債権知覚解除の否認、両訴訟物は前訴に属し、後訴の債権は客観的に異なるといえる。前者は訴訟物という同一の訴訟原因に基づいて発生した関係から、訴訟物・審判対象の同一性を認めらるべき。よってこれは後訴、後訴は「重複請求」に類する。

3. 二重基準による損害の算定は、先づ「個別性」を以て、(矛盾判決)に陥る
 ことに依り、常に「後訴」で不法行為下の損失は「前訴」の回復方法では、算定が
 足らぬ。因って裁判所は「訴訟指揮」により、争論の焦点となる場面を再考
 して(148条、150条)「新」原告・被告の煩、訴訟不経済に70%
 原告の「後訴」の提起に依り、これに「後訴」の客観的利便性が認められ、
~~これを~~ 149条、150条の「後訴」にもその旨を以て「訴訟指揮」に依り。
 通常、手形金債権は簡易迅速に、その償還の有否が裁判所に判断
 されるものであり、~~債権の~~ Xには手形金訴訟に於ける簡易迅速な審判が求

「潜航」之限制之免此矛盾后，(四)予以修正思之。

5) 4. 以下を補完し、最後に結論を書きなさい。

Yの立場に納得した子(Lisa)... (357条)

4. 材料、図解、解説物と何れも重要である。

2ページ

高等司法研究科

評価(ABCD)

評価(ABCD)

廣合通